

第4回鴨川市観光振興検討委員会

日時：令和7年7月9日（水曜日）

午前10時から

場所：鴨川市役所 4階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 第3回会議の開催結果
- 4 議事
 - (1) 報告書（案）
 - ①鴨川市の情勢及び観光の現況
 - ②観光振興施策の検討
 - ③財源の検討及び宿泊税の制度設計
 - (2) その他
- 5 閉会

【配布資料】

- ・次第 配付資料一覧
- ・鴨川市観光振興検討委員会の運営方法について
- ・委員名簿 出席者名簿
- ・席次表
- ・資料1 「第3回鴨川市観光振興検討委員会開催結果」
- ・資料2 「報告書（案）」

鴨川市観光振興検討委員会の運営方法について

令和 7 年 7 月 9 日

鴨川市観光検討委員会（以下「会議」という。）の運営方法については、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を以下のとおり定める。

1 会議の開催

会議の開催日、時間及び場所等については、事務局において調整し、会議開催日の 2 週間前までを目途に各委員に通知する。

なお、会議の開催スケジュールは、次のとおり予定する。

・開催スケジュール（予定）

令和 6 年度		
12月25日	第 1 回	
1 月 29 日	第 2 回	
令和 7 年度		
5 月 27 日	第 3 回	
7 月 9 日	第 4 回	
9 月	最終回	

2 委員の代理出席

委員の代理出席は、原則として、これを認めない。

3 会議の公開、会議録の作成及び公表

会議の公開、会議録の作成及び公表は、鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針（平成 17 年 7 月 4 日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）に基づき実施するものとする。

(1) 会議の公開

- ① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、会議を非公開とすることができるものとする。
 - ・ 法令等に特別の定めがある場合
 - ・ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
 - ・ 不開示情報が含まれる事項について審議、調査を行う場合
- ② ①により非公開とする決定は、議事ごとに行うものとする。
- ③ ①により非公開とする場合の理由は、これを公表するものとする。
- ④ 会議の公開に係る傍聴に関する手続等は、別記「傍聴要領」のとおりとする。

(2) 会議録の作成及び公表

- ① 会議終了後、速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - ・ 開催の日時及び場所
 - ・ 出席委員等の所属、職及び氏名
 - ・ 議事、発言委員名及び発言の要旨
- ② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員２名が、これを確認し、署名するものとする。
- ③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに配架するとともに、ホームページへ掲載するものとする。ただし、(1) ①により非公開とすることが決定された部分については、これを公表しないものとする。

4 その他

上記に定めるもののほか、会議の運営方法等について疑義が生じた場合は、議長が会議に諮って定めるものとする。

(別記)

傍 聴 要 領

鴨川市観光振興検討委員会

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出ることとし、会議開催日に当該開催場所で傍聴証（別記様式）の交付を受けるものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、先着順に行うこととし、定員になり次第、受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局において定め、会議の概要と合わせて公表する。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍	聴	証
第	号	
鴨川市観光振興検討委員会		

○鴨川市附属機関設置条例（抜粋）

平成 31 年 3 月 25 日

条例第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第 3 項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 観光振 興検討 委員会	市長の諮問に応じ、新たな観光 振興施策及びそのための財源 の在り方について調査審議を 行うこと。	会長 1 人 、副会長 1 人及び これら以 外の委員	7 人 以内	(1) 観光業の関係 者 (2) 宿泊業の関係 者 (3) 経済団体の関 係者 (4) 関係行政機関 の職員 (5) 識見を有する 者	委嘱の 日から 諮問に 係る調 査審議 が終了 するま で

○鴨川市情報公開条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 6 号

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1） 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4） 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（5） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難

にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(附属機関等の会議の公開方法等)

第 13 条 条例第 23 条の規定による附属機関等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の公開は、希望する者に会議を傍聴させる方法により行う。

2 附属機関等の長は、条例第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当することにより附属機関等の会議を公開しないこととするときは、公開しない理由を明らかにした上で、次のいずれかの方法により、会議を公開しない決定をするものとする。

(1) 会議における議決

(2) 委員個別の承認

(3) その他附属機関等が定める方法

3 公開する附属機関等の会議を開催するときは、当該附属機関等を置く実施機関は、事前に当該附属機関等の会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(附属機関等の会議の公開)

第 23 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(3) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

2 前項本文の規定により公開した附属機関等の会議は、その概要を記録した会議録(当該会議録に不開示情報が含まれる場合は、当該不開示情報の部分を除いた部分とする。)を一般の閲覧に供するものとする。

○鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針

平成 17 年 7 月 4 日

1 趣旨

本市における附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正でより開かれた市政の実現に資するため、「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「附属機関等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもののほか、市政に対する市民の意見の反映や、専門知識の導入等を目的として設置するものをいう。

3 鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針についての基本姿勢

この指針は、附属機関等の新たな設置、附属機関等の見直し、委員の選任、委員の公募、そして会議の公開について、基本的な考え方を示すものであり、本市における附属機関等の設置及び運営等に関しては、他に特別な定めのあるもののほか、本指針によることとするものである。

4 附属機関等の設置及び運営等に関する基本指針

附属機関等の設置及び運営等に関する基本指針として、以下のとおり定めるものとする。

(1) 附属機関等の新たな設置

附属機関等の新たな設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と重複又は類似していないか、また、真に必要なものかどうかを十分に精査の上、設置するものとする。
- ② 可能な限り、その設置期間を明示するものとする。

(2) 附属機関等の見直し

既に設置されている附属機関等については、旧鴨川市と旧天津小湊町との合併の際、その必要性を十分検討した上で設置されているものであるが、将来において次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。なお、今後新たに設置した附属機関等についても同様とする。

- ① 1 年以上、会議が開催されていないもの
- ② 目的が既に達成されているもの
- ③ 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下してきたもの
- ④ 他の行政手段により代替可能なもの
- ⑤ その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

(3) 委員の選任

附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。なお、既に委員を選任している附属機関等については、次の委員改選時から適用するものとする。

- ① 委員数は、原則として 10 名以内とする。ただし、特に法令に定めがある場合は、この限りでない。
- ② 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- ③ 積極的に女性の意見を市政に反映するため、女性の登用についてはそれぞれの附属機関等における割合が 30%以上になるよう努めるものとする。
- ④ 一の附属機関等における市議会議員の委員数は、議員から選出されるもの及びあて職によるものの如何にかかわらず、原則として 3 名以内とする。
- ⑤ 市職員（特別職を含む。）は、特に法令に定めがあるもののほか当該附属機関等の不可欠な構成要素である場合を除き、委員に選任しないものとする。
- ⑥ 委員の在任期間は、通算して 10 年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- ⑦ 同一の者を委員として選任できる附属機関等の数は、原則として 3 機関までとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(4) 委員の公募

政策等の意思形成段階からの積極的な市民参画を促進させ、附属機関等のより公正な運営を図るため、委員の選任にあたっては可能な限り公募の方法によることとする。

また、公募により選任する委員の数は、特に定めのある場合を除くほか、附属機関等の委員定数の 2 割以上となるよう努めるものとする。

なお、委員の公募は附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で行うこととし、その取扱い、鴨川市附属機関等の委員の公募に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）の定めるところによる。

(5) 会議の公開

附属機関等の運営の透明性を確保し、より開かれた市政を実現するために、原則として会議を公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、当該会議を公開しないこととし、その場合は、会議を公開しない理由を明らかにすることとする。

なお、附属機関等の会議の公開及び運営等については、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）の定めるところによる。

5 その他

本指針に基づき取り組むこととした事項については、適宜、その実施状況について市民に公表するものとする。

6 施行期日

この指針は、平成 17 年 7 月 4 日から施行する。

○鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領

平成 17 年 7 月 4 日

一部改正 平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針(平成 17 年 7 月 4 日制定。以下「指針」という。)に基づき、附属機関等の会議の公開の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「附属機関等」とは、指針において規定する附属機関等をいう。

(会議公開の原則)

第 3 条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法律、条例等に会議を非公開とする旨の定めがある場合
- (2) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 鴨川市情報公開条例(平成 18 年鴨川市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 7 条各号のいずれかに該当する情報を含む事項の審議を行う場合

(会議の非公開の決定)

第 4 条 附属機関等の長は、開催しようとする会議を非公開とする場合は、その決定を次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

2 附属機関等の長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第 5 条 附属機関等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の傍聴者に会議資料を配付するものとする。

(会議開催の周知)

第 6 条 附属機関等を所管する課等(以下「所管課」という。)の長は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 1 週間前までに会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 2 前項の周知は、所管課の長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ(別記様式)を作成し、市庁舎内等へ掲示することにより行うものとする。

- 3 前項の規定によるもののほか、附属機関等の会議を開催するに当たっては、広報紙又はホームページへの掲載により周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 附属機関等の長は、会議終了後速やかに事務局をして会議録を作成させなければならない。

- 2 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

- 3 会議録の内容については、附属機関等の長が指定した者の確認を得るものとする。

(会議録の閲覧等)

第8条 所管課の長は、公開した会議の会議録及び会議資料を市政情報コーナーに備え置き、市民の閲覧に供するとともに、可能な限り当該会議録及び会議資料をホームページへ掲載するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、附属機関等の会議の実施状況について、毎年1回公表しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

鴨川市観光振興検討委員会 委員名簿

委 員

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)
櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
永井 照久	鴨川市商工会 (有限会社永井商店 専務取締役)
岡田 晃	千葉県館山県税事務所 所長

鴨川市

氏 名	所 属
佐々木 久之	市長
平川 潔	副市長
川崎 正博	建設経済部長
安田 勉	企画総務部 税務課 課長
矢代 忠恭	建設経済部 商工観光課 課長
刈込 豊	建設経済部 商工観光課 課長補佐
早瀬 努	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 係長
牛村 優介	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 主事

鴨川市観光振興検討委員会 出席者名簿

委 員

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
永井 照久	鴨川市商工会 (有限会社永井商店 専務取締役)
岡田 晃	千葉県館山県税事務所 所長

欠 席

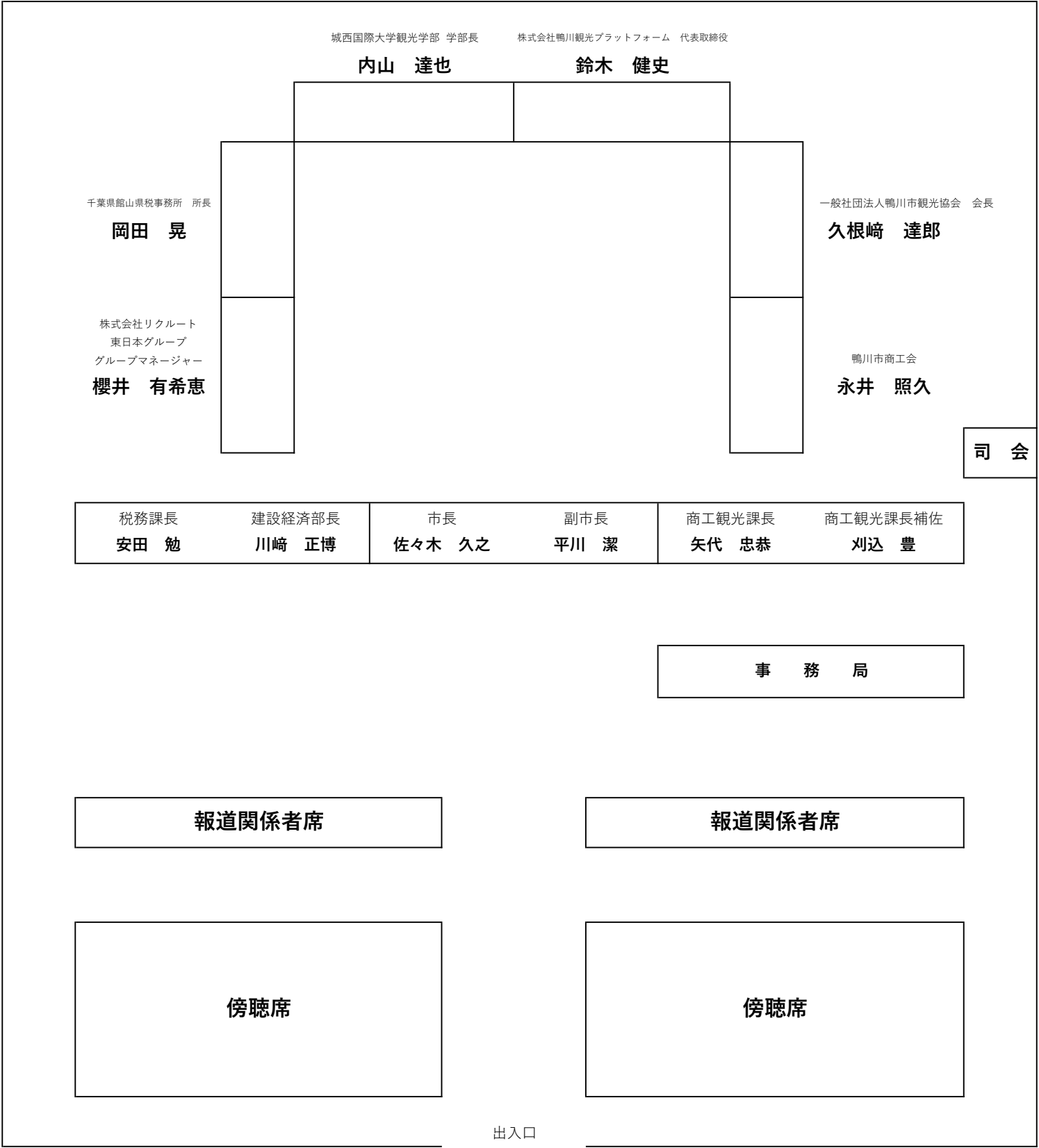
氏 名	所 属
吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)

鴨川市

氏 名	所 属
佐々木 久之	市長
平川 潔	副市長
川崎 正博	建設経済部長
安田 勉	企画総務部 税務課 課長
矢代 忠恭	建設経済部 商工観光課 課長
刈込 豊	建設経済部 商工観光課 課長補佐
早瀬 努	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 係長
牛村 優介	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 主事

第4回 鴨川市観光振興検討委員会 席次表

日時：令和7年7月9日（水）
午前10時から
場所：鴨川市役所本庁舎 4階大会議室



第3回 鴨川市観光振興検討委員会 開催結果

1 報告事項

(1) 第2回の会議開催結果

2 議事要旨

(1) 新たな観光振興の方向性について

- ・ 宿泊税を課す場合、その使途は、鴨川に来て良かったと認識できるものにすべきである。
- ・ 優先順位を間違えずに、官民で連携していくことが重要である。
- ・ 観光振興に特化した基金の設置をするべきである。
単年度で事業をするのではなく、資金を貯めることで大規模なキャンペーンの実施や、インフラの整備に使うことができる。
- ・ 鴨川市の観光は何年も明るいニュースがないため、新たな観光の目玉が必要である。
- ・ 観光消費額を増加させるためには、消費単価が高い宿泊客の比率を高めていくことが良いと考える。
宿泊客が増えると宿泊税の歳入額も増加するので、新たな施策ができるようになり、経済の好循環が生まれる。
- ・ 宿泊税をハード事業に充当する場合、金額が膨大となるため、他の事業ができなくなってしまう可能性がある。
ハード事業は民間事業者任せ、ソフト事業への資金充当が必要ではないか。

(2) 宿泊税制度について

- ・税というのは、ある行動を抑制するためのものであると考える。

一方で、将来への投資という考えもある。

観光に投資して質を高め、お客様が喜ぶことと税負担のバランスが大切であるので、税額がいくらではなく、何をやるから税金をいくらいただけるという方向で考えていくべきである。

- ・低単価の宿泊施設に対して配慮する必要がある。

・観光に投資し、新たな観光地をつくっていかなければ、他の観光地に後れをとってしまう。

鴨川シーワールドに匹敵するような観光施設が必要である。

一定の投資をするために税率は 150 円が良いと考える。

- ・鴨川市の観光財源は厳しい状況にあり、回復しなければならない。

観光事業の中には、民間ではなく行政にしかできない事業があり、このまま市の財政状況に連動して観光事業が縮小されては事業者も困ってしまう。

税率を 150 円とし、150 円払って来訪する価値のある観光地をつくっていくべきである。

・宿泊税を使って、市やDMOがどのような事業を実施していくのかをしっかりと設計し、事業者が納得できる用途を示すことができるのであれば税率 150 円が良いと考える。

・千葉県と鴨川市の宿泊税、入湯税合わせて 450 円という金額は全国的に既に支払われている金額であり、宿泊税導入により観光客数が減少している自治体は現状無いため、宿泊税を導入することにより宿泊客が減少することは想定しがたい。

・宿泊事業者の反応は気にするべきであり、説明の機会をつくることや、意見の収集が必要である。

- ・税率を 50 円とした場合の事業規模は、DMO の支援やプロモーション等に充当し、イベントの拡充や観光インフラの整備を少しずつ改善していく程度になると考える。

- ・観光振興に力を入れていくと、今後、道路やトイレなどのインフラ整備が必要となるが、そのような事業は市にお願いしなければならない。一定の財源の確保が必要であると考ええる。

- ・宿泊税を導入する場合は、宿泊事業者はもちろん、観光関連の小売事業者や飲食事業者にも使途、効果検証の結果をわかりやすく伝えてほしい。

- ・新たな観光振興事業の財源が、千葉県宿泊税の交付金で不足することになるのであれば、事業規模に応じて独自課税していくことが望ましい。

- ・教育旅行などの団体客、大人と比べて宿泊料金が低単価となる子どもの宿泊に対して配慮が必要である。

- ・入湯税の課税免除と宿泊税の課税免除が異なるため、制度が合致していた方がよい。

(3) 総括

新たな観光振興財源として、鴨川市独自の宿泊税の導入が妥当。

税率は概ね 150 円の一律定額制とし、調整するものとする。

使途を今後設置する（仮称）観光審議会でも明確に設計していくこと、事業者や地域住民に対して丁寧に説明をすることが重要である。

鴨川市観光振興検討委員会
報告書（案）

令和 7 年 月 日

鴨川市観光振興検討委員会

目 次

第1章	はじめに	2
第2章	鴨川市の情勢及び観光の現況	3
1	鴨川市の情勢	3
(1)	人口の推移	3
(2)	財政状況	4
2	鴨川市の観光の現況	5
(1)	観光の現況	5
(2)	鴨川市の観光事業	7
第3章	観光振興施策の検討	9
1	既存観光事業	9
(1)	既存観光事業の今後の方向性	9
2	新たな観光振興施策	9
(1)	観光ビジョン	9
(2)	新たな観光振興施策の方向	10
(3)	(仮称)観光振興審議会の設置	10
(4)	観光振興基金の設置	10
第4章	財源の検討	12
1	千葉県宿泊税	12
(1)	千葉県宿泊税の制度設計	12
(2)	千葉県が取り組む観光振興施	12
2	鴨川市の観光振興財源確保策	13
(1)	観光振興財源の確保策の討	13
第5章	宿泊税の制度設計	16
1	基本方針	16
2	税制度	16
第6章	まとめ	19
第7章	参考資料	21
1	設置の根拠	21
2	委員構成	23
3	会議の開催状況	23

第1章 はじめに

令和7年 月 日
鴨川市観光振興検討委員会
会長 内山 達也

第2章 鴨川市の情勢及び観光の現況

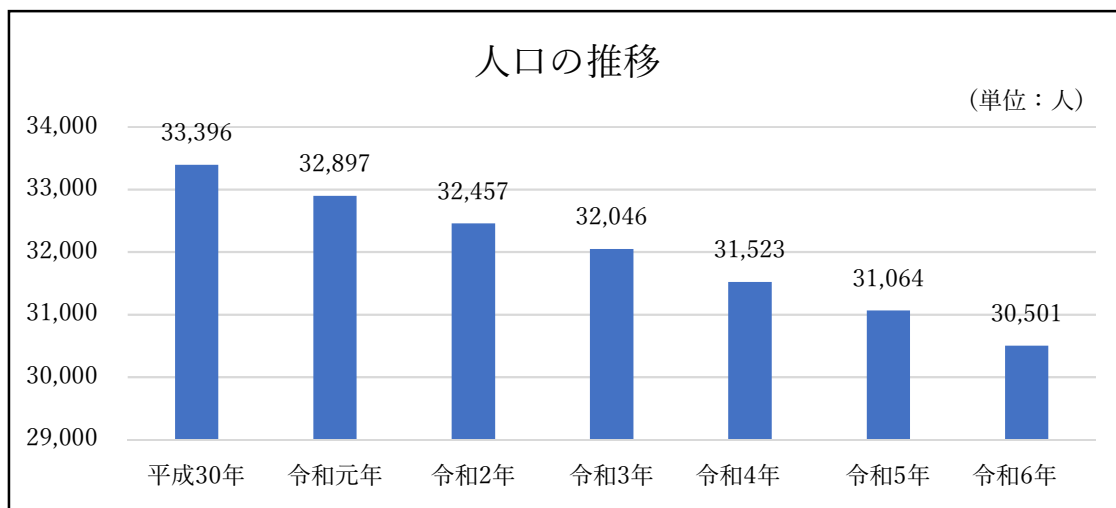
1 鴨川市の情勢

(1) 人口の推移

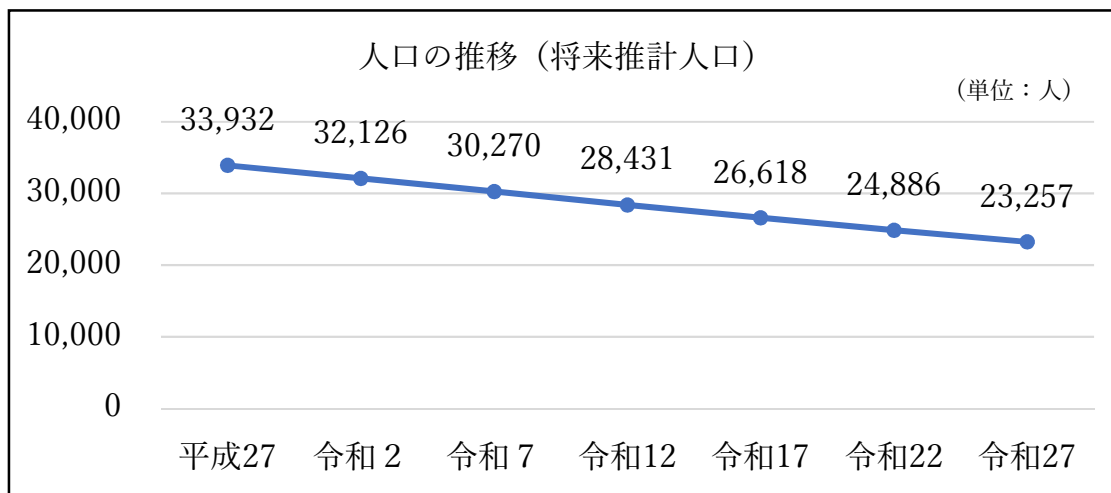
鴨川市統計書令和5年版によると、鴨川市の人口は、昭和25年の48,571人をピークに一貫して減少している。

住民基本台帳（3月31日時点）の人口推計では、平成30年が33,396人、令和6年が、30,501人となっており、今後もさらに減少することが予測される。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」によると、令和27年には平成27年と比較して約1万人、令和7年と比較して約7,000人の減少が見込まれる。



(住民基本台帳による)

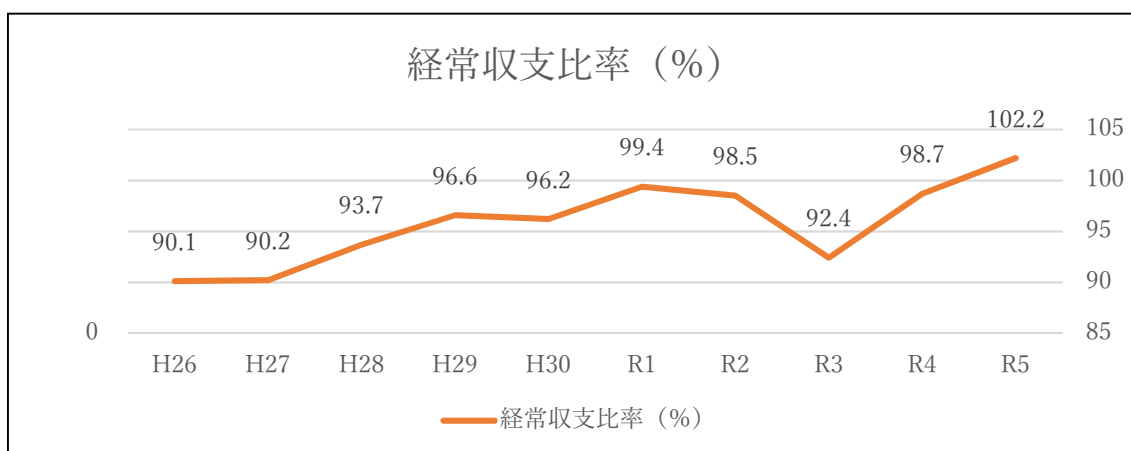
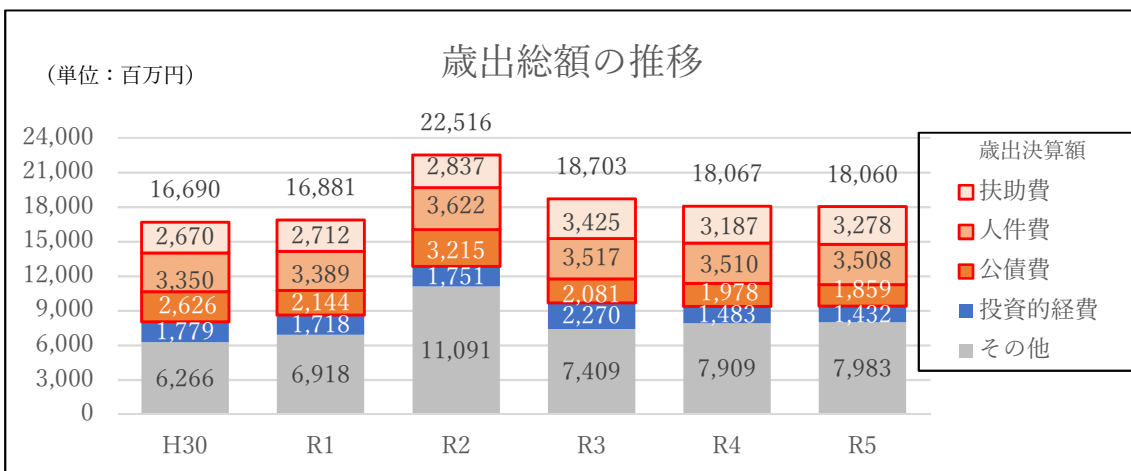
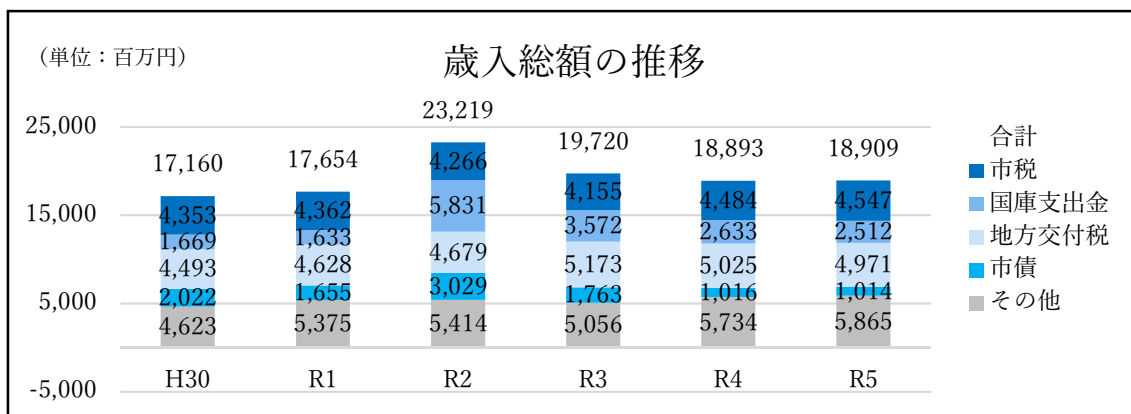


(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」から引用)

(2) 財政状況

鴨川市の予算規模は、令和元年度までは歳入が170億円台、歳出が160億円台で推移してきたが、令和2年度から5年度までは、新型コロナウイルス感染症対策や経済対策の国からの交付金等により増額となっている。

経常収支比率は、近年では95%を超える非常に高い水準で推移しており、財政の硬直化が進んでいる。令和5年度は102.2%となり、財政の立て直しが急務となっている。



(鴨川市「歳入歳出に係る主要な施策の成果」から引用)

2 鴨川市の観光の現況

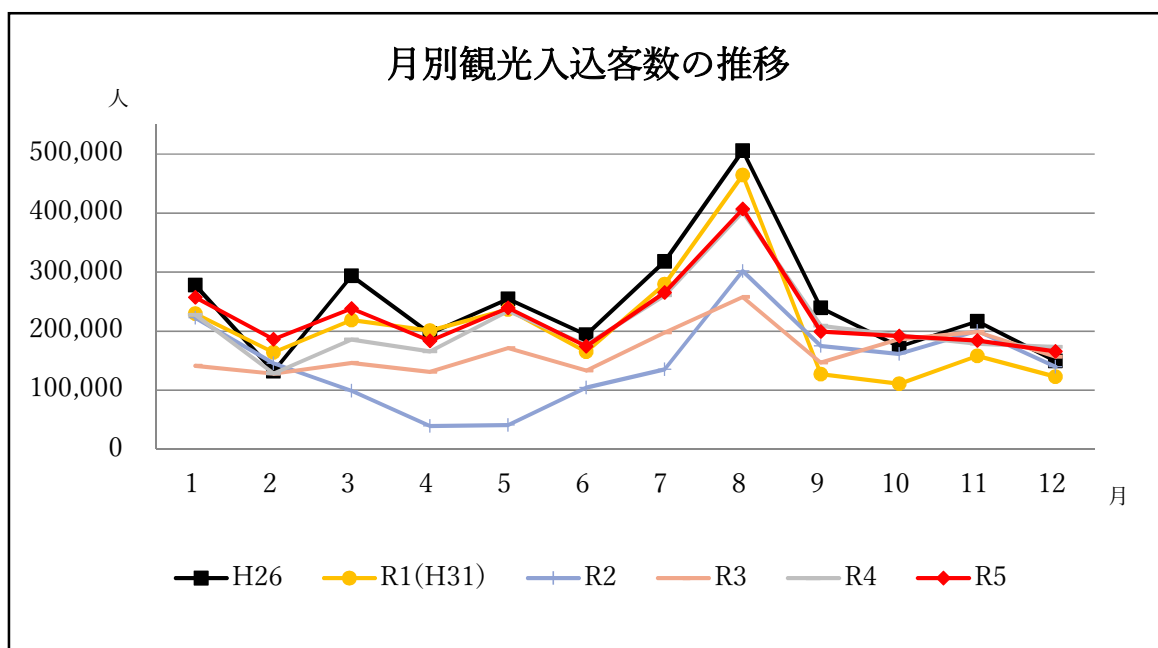
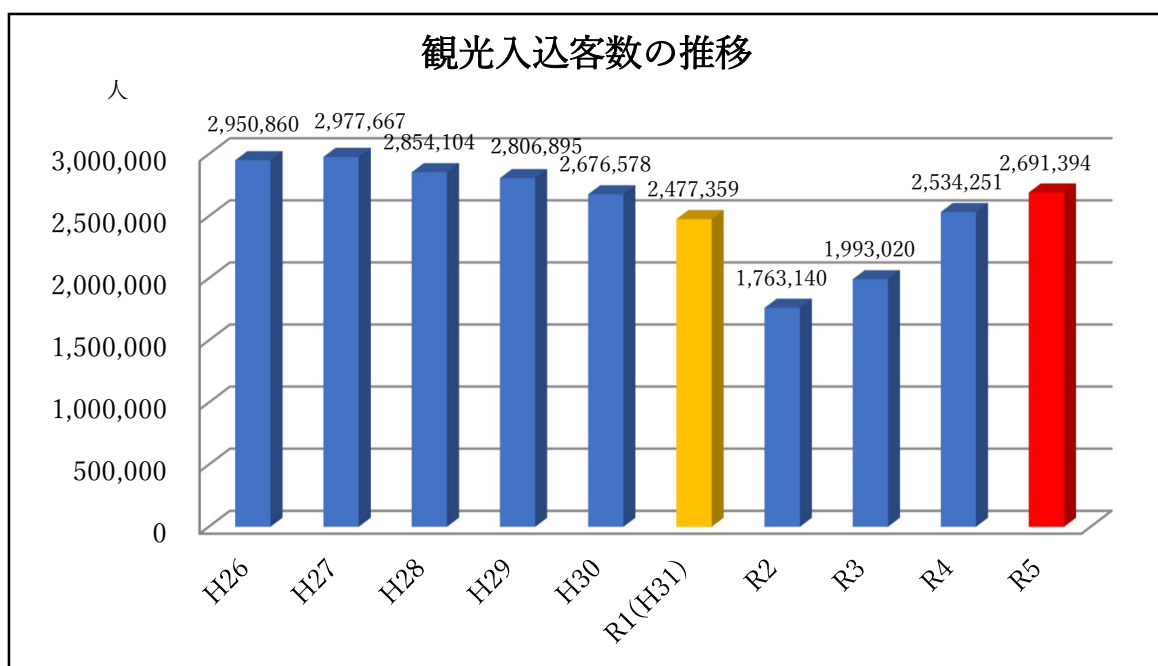
(1) 観光の現況

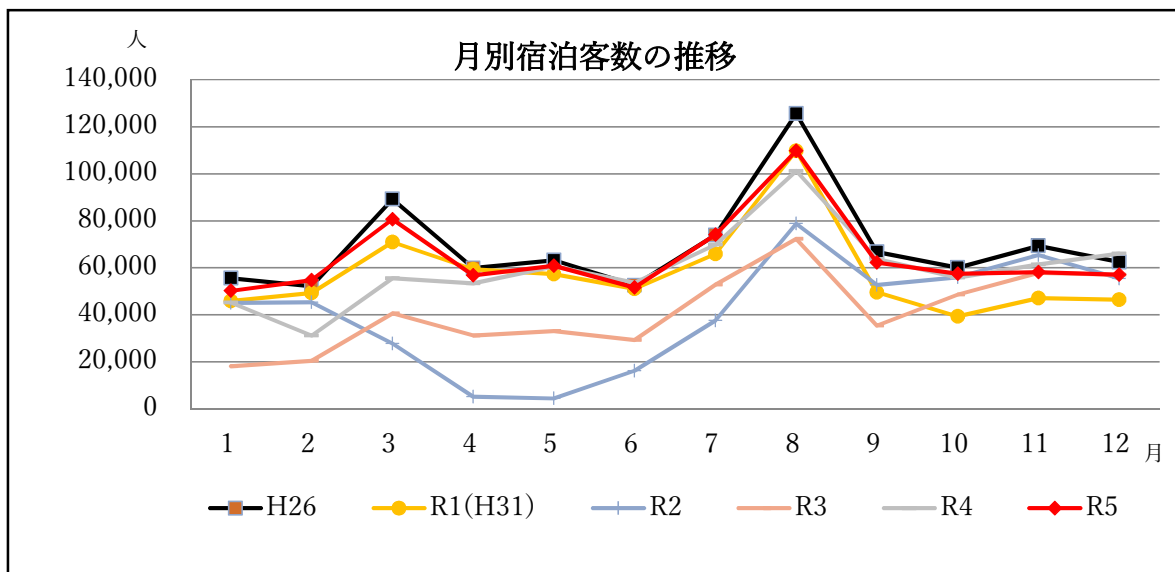
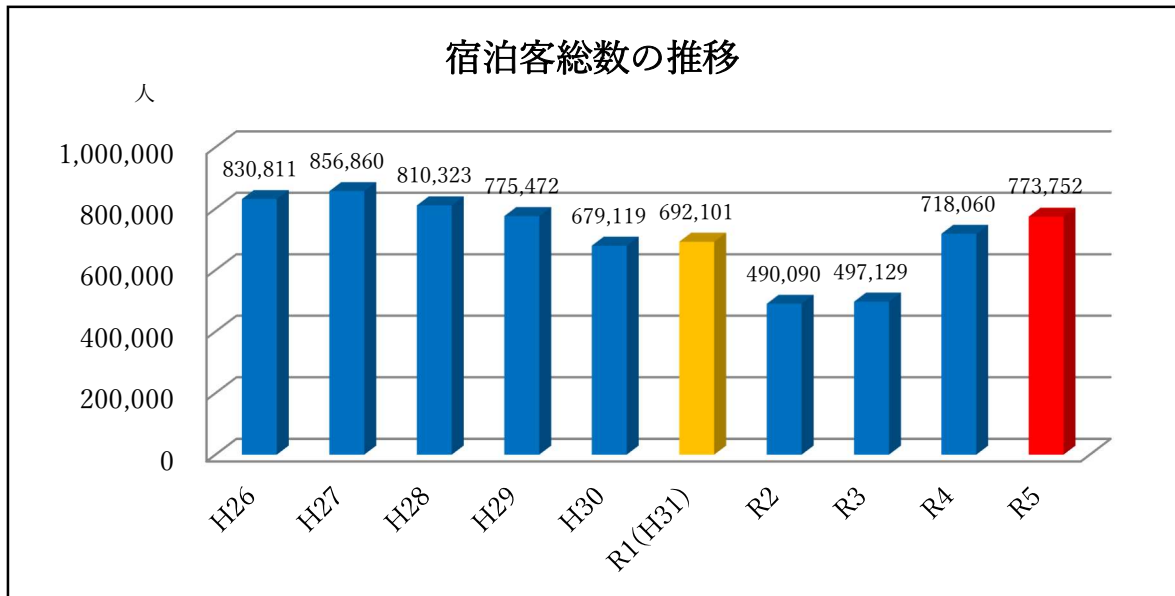
鴨川市の観光入込客数は、平成 26 年以降、平成 27 年をピークにコロナ禍前（令和元年度）まで減少傾向にあった。

令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きく減少したものの、令和 4 年以降は回復傾向となっており、令和 5 年は、コロナ禍前の水準にまで回復している。

月別の観光客数としては、8 月がピークとなっている。

宿泊客数についても、観光入込客数と同様の傾向となっている。



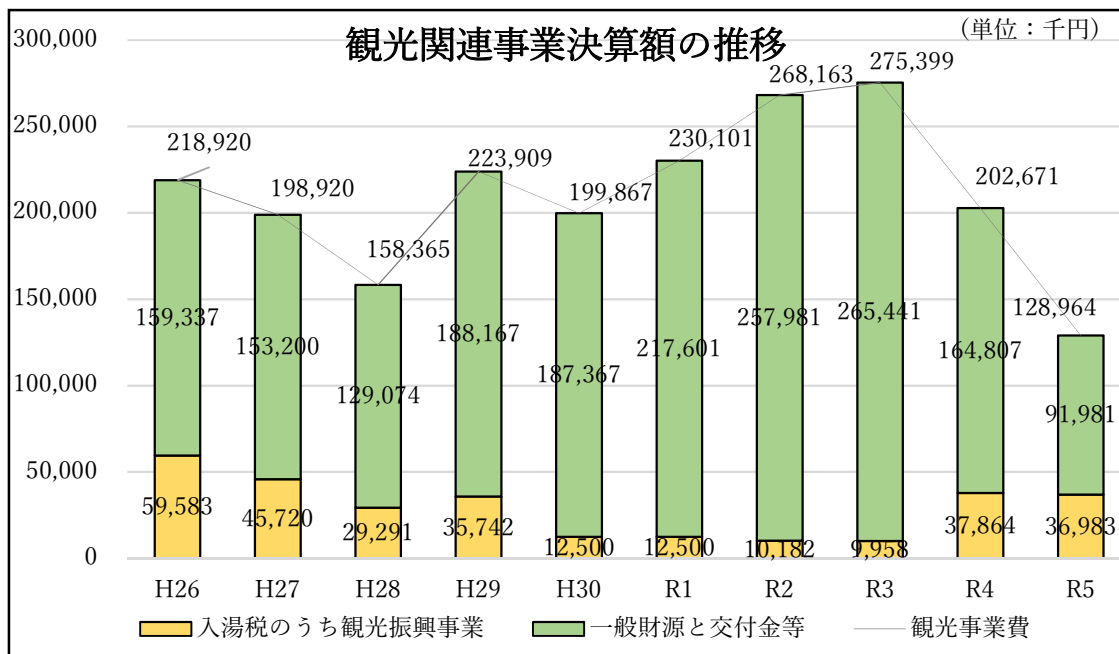


(「鴨川市観光統計」から引用)

(2) 鴨川市の観光事業

鴨川市の観光事業の規模は図のとおりである。

平成 26 年度の観光街路灯建設事業費補助、平成 27 年度の観光看板やトイレの設置、平成 27 年度以降の地方創生交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により増額となっているが、こうした特殊要因を除くと、概ね 1 億 3,000 万円となる。



(「鴨川市歳入決算書」から引用)

【令和 5 年度に実施した事業】

事業名	概 要
海辺の魅力づくり推進事業	前原横渚海岸やその周辺地域の活性化
海水浴場運営	海水浴場の運営費、委託費等
観光街路灯維持管理	旧鴨川市地区街路灯の維持管理、天津小湊の街路灯協会への補助
観光客誘致イベント強化支援	イベント開催等に対する補助
観光団体機能強化支援	観光協会、温泉旅館業協同組合に対する補助
観光プラットフォーム事業	観光 DMO への補助
観光プロモーション	鴨川観光プラットフォーム(株)への業務委託等
オーシャンパーク管理運営	道の駅オーシャンパークの維持管理
その他の事業	駐車場等の維持管理、関連団体への負担金、インバウンド誘致、フィルムコミッション等

【委員からの主な意見】

- ・ フラワーセンター跡地、市民会館跡地、廃校跡地の有効活用をしてほしい。
- ・ 海辺の魅力づくり推進事業は止まってしまっている。市民会館跡地を拠点に事業を展開していくべきである。
- ・ ビッグデータ等を活用し、観光客の動向調査、分析を徹底的に実施するべきである。
- ・ 海水浴場の採算が悪い。海水浴客は減少しており、今後も同様の傾向であるものと考えられるため、見直しをするべきである。
- ・ 観光消費額等の目標を定め、その目標に沿って施策を決めていくべきである。
- ・ オーシャンパークは指定管理料等の支出と賃料等の収入のバランスが悪く、赤字となっており、改善するべきである。
- ・ プロモーション等の専門人材を確保するべきである。
- ・ 選択と集中といったメリハリのあるお金の使い方をするべきである。
- ・ 財政状況は厳しいので、やれることとやれないことの整理、鴨川市の得意なことで勝負していく必要がある。
- ・ 従来の夏季観光をターゲットにする取組ではなく、通年集客できる取組に切り替えていく必要がある。

第3章 観光振興施策の検討

1 既存観光事業について

(1) 既存観光事業の今後の方向性について

厳しい財政状況の中、時流に合致しない事業の見直し、縮小又は廃止の検討を行うことで、歳入確保及び歳出削減を図る。

また、遊休資産の賃貸等の運用を検討することで、資産の有効活用を行う。

【既存事業の見直しの方向性】

事業名	方向性
海水浴場運営	入込客数に基づく費用対効果の検証による廃止・縮小の検討
観光街路灯維持管理	LED 街路灯への更新、防犯灯への切替の検討
オーシャンパーク管理運営	抜本的な施設改修等を含む将来的な施設の在り方の検討
市営駐車場維持管理	市営駐車場の有料化の検討
その他	遊休資産の活用 旧鴨川市民会館跡地、太海フラワー磯釣りセンター、学校跡地等

2 新たな観光振興施策について

新型コロナウイルス感染症の蔓延や SNS の発達を契機に国内外の観光動向が大きく変化したことから、鴨川市としても時流に合致した観光事業を実施していく必要がある。

ビッグデータ等の活用により、鴨川市の観光客の動態を調査・分析し、実態に即した観光事業を実施していくことが必要である。

(1) 観光ビジョン

今後、新たな観光振興施策を検討するに当たっては、「鴨川市総合計画」に定める観光入込客数や宿泊者数の目標に加え、新たに観光消費額を目標とした目指すべき観光ビジョンの策定が必要である。

策定に当たっては、既に策定した計画等を時点修正し、実現に向けた施策を検討する。

【策定済みの計画等】

種類	主体	名称
計画・ビジョン	市	鴨川市総合計画
		前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画
		鴨川市海辺のグランドデザイン
コンセプト	DMO	心と体が満たされる癒しのリゾート鴨川

(2) 新たな観光振興施策の方向性

ビジョンを実現するための観光振興施策のイメージは、下表に記載をしているが、具体的な施策は、観光関連団体等と検討していく必要がある。

【新たな観光振興施策のイメージ】

施 策	概 要
DMO 強化支援	観光振興に特化した専門人材の雇用
宿泊者向け施策	消費単価の高い宿泊者を獲得するための事業
事業者向け施策	千葉県宿泊税の使途のうち事業者への直接支援（32.5 億円）の内容が鴨川市の実態に即していない場合実施
観光イベントの拡充	観光客誘致イベントの拡充
観光インフラの整備	観光拠点の整備

(3) (仮称) 観光振興審議会の設置

鴨川市が目指すべき方向性、実現するための施策を官民連携で模索し、実現していくため、本検討委員会の答申提出後、新たな附属機関を設置することを検討する。

具体的施策の検討、効果検証を実施するために、年 2～3 回程度会議を開催する。

【(仮称) 観光振興審議会の概要】

項 目	内 容
名 称	(仮称) 観光振興審議会
会議内容	・ 鴨川市が目指す観光ビジョンの策定 ・ 観光ビジョン実現のために必要な施策 ・ 各団体の役割について 等
委員選定	観光業は裾野が広いため、幅広い分野から委員を選定する

(4) 観光振興基金の設置

複数年度にわたる事業や、数年に 1 度の大規模事業の実施を可能とするため、基金の設置を検討する。

基金の設置により単年度決算にとらわれない事業実施を可能とする。

【観光振興基金の概要】

項 目	内 容
基金原資	・ 千葉県宿泊税の交付金 ・ 鴨川市宿泊税（導入した場合）
使途	鴨川市の観光振興に資する事業
使途イメージ	・ 観光インフラの整備 ・ 数年に 1 度の大規模キャンペーン

【委員からの主な意見】

- ・ 鴨川市が目指す観光ビジョンが見えない。
- ・ 計画やビジョンを策定するだけでなく、実行していただきたい。
- ・ 宿泊客は、日帰り客と比較すると消費単価が大きいので、宿泊を促進するコンテンツの造成が必要である。
- ・ 宿泊客が鴨川市に来て良かったと思える施策の展開が必要である。
- ・ 宿泊事業者が納得感のある施策が必要である。
- ・ 鴨川シーワールドに次ぐ観光施設が必要である。
- ・ 人が歩く街並みをつくるべきである。
- ・ 市民会館跡地等の遊休地の活用や、オーシャンパーク等の改修が必要である。
- ・ 市の役割、民間の役割を明確にするべきである。
- ・ 民間が事業を展開しやすい環境を整えるのが行政の役割である。
- ・ ハード事業は民間に任せて、ソフト事業に充当するべきである。
- ・ DMO、観光協会、温泉旅館組合、市の協力体制を整えるべきである。
- ・ 人材を確保し、スピード感をもって事業を進めていくべきである。
- ・ 事業を実施して終わりではなく、事業で利益を生み、その利益で新たな事業を実施してくという経済循環をつくりだすべきである。
- ・ 鴨川市には新しい観光の明るいニュースが必要である。
- ・ 単年度決算にとらわれない事業を実施するために、基金を設置し、柔軟な資金の運用をするべきである。
- ・ 観光拠点の整備など大規模な事業は、国の補助金等を活用するべきである。

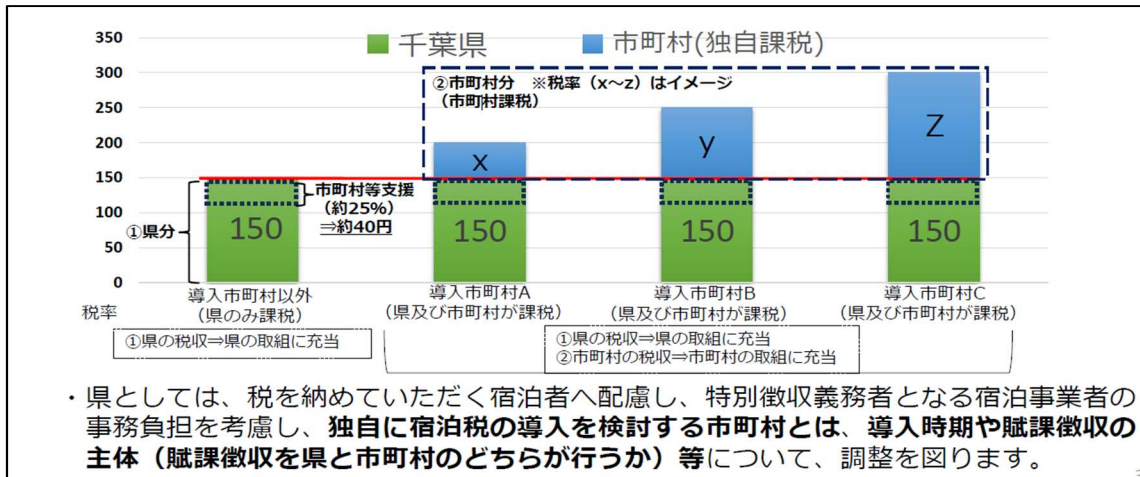
第4章 財源の検討

1 千葉県の宿泊税

(1) 千葉県宿泊税の制度設計

千葉県が取り組むべき観光振興施策の事業規模を約45億円とし、その財源として宿泊税導入（1人1泊につき150円の一律定額制）を表明した。

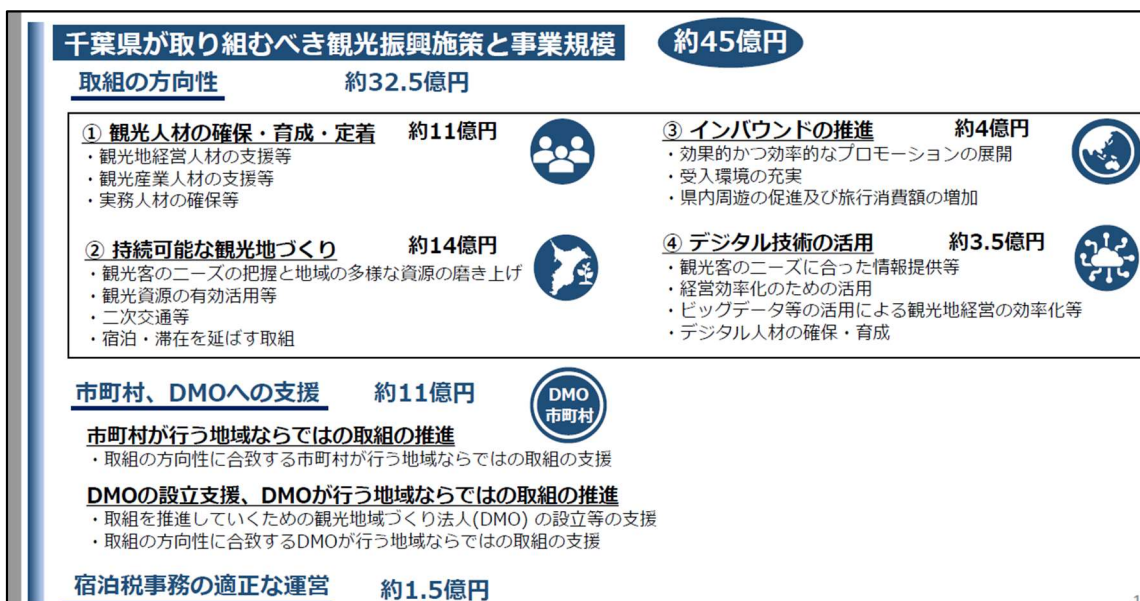
独自に宿泊税を検討する市町村は、千葉県宿泊税（150円）に市町村分を上乗せする方式を採用した。



(2) 千葉県が取り組む観光振興施策

千葉県が取り組む約32.5億円を事業者への直接支援、約11億円を市町村・DMOへの支援とする方針を示した。

市町村・DMOへの支援について、令和4年の実績に基づいた試算では、鴨川市の交付金の配分は約4,600万円となることが示されている。



2 鴨川市の観光振興財源確保策

新たな観光振興施策を実施するに当たっては、千葉県の支援額では財源が不足すると考えられるため、長期的な視点に立って優先順位をつけて順次取り組んでいくことや、独自の財源確保策の検討が必要となる。

【新たな観光振興施策のイメージ（再掲）】

施 策	概 要
DMO 強化支援	観光振興に特化した専門人材の雇用
宿泊者向け施策	消費単価の高い宿泊者を獲得するための事業
事業者向け施策	千葉県宿泊税の使途のうち事業者への直接支援（32.5 億円）の内容が鴨川市の実態に即していない場合実施
観光イベントの拡充	観光客誘致イベントの拡充
観光インフラの整備	観光拠点の整備

(1) 観光振興財源の確保策の検討

一定の事業規模で継続的に取り組む必要があることから、安定継続性が高く、一定規模の確保が可能となる地方税が妥当であるものとする。

種 類	内 容	安定性	継続性	受益と負担	規 模
地方税 (法定目的税)	地方税法上、地方団体が課するものと規定されている税。	○	○	受益者を広く設定のうえ負担を求めることが可能	一定規模の確保が可能
地方税 (法定外目的税)	条例で定めて新設可能。 新設には総務大臣の同意が必要。				
分担金・負担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から受益の限度の範囲で徴収するもの。	○	×	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的
使用料	行政財産の使用や公共施設の利用の際に徴収するもの。	○	○		
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの。				
寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの。	×	×	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能

観光振興の財源とするため、観光動向に即した税を検討する必要がある。

以下のような観光動向が考えられるが、鴨川市の実情を考えると宿泊税の導入又は入湯税の超過課税が選択肢となる。

観光動向	課税対象	課税対象の 補足	課税対象の補足等に 係るコスト	導入事例
入域	鴨川市への入域行為	補足が難しい (手段が多岐に わたる)	莫大なコストがかかる	・訪問税 ・環境協力税 ・入山料
宿泊	宿泊施設への宿泊行為	比較的補足しや すい	比較的成本がかから ない	・宿泊税
入湯（導入済）	温泉への入湯行為			・入湯税
交通機関利用	鉄道・バス等の利用	補足が難しい (旅行者の判別 が困難)	莫大なコストがかかる	—
飲食	飲食店等での飲食行為			—
駐車場利用	有料駐車場の利用			・駐車場利用税 ・駐車場使用料

宿泊税と入湯税を比較すると、課税対象者が広く、一定の規模で財源の確保ができる宿泊税が観光振興財源の確保策として適当であると考ええる。

宿泊税は法定外目的税とすることで、用途を観光振興に限定することができる。

種類		宿泊税	入湯税
課税対象者数		約 800 千人	約 460 千人
特別徴収義務者数		約 110 事業者	27 事業者
課税方法		千葉県宿泊税（150 円）に上乗せ	鴨川市入湯税（150 円）に上乗せ
50 円上乗せ		約 40 百万円	約 23 百万円
100 円上乗せ		約 80 百万円	約 46 百万円
150 円上乗せ		約 120 百万円	約 69 百万円
特徴	課税対象者数及び 特別徴収義務者数	多い	少ない
	用途	観光振興	観光振興 環境衛生設備、消防設備、鉱泉源の 保護管理施設の整備
	事業者負担	県宿泊税の導入により事務負担発 生。 鴨川市上乗せ分は、県と同時に導入 することにより負担軽減を目指す。	システム改修費等負担が発生する。
	市負担	新たなに徴税コストが発生する。	変動なし。

【委員からの主な意見】

- ・千葉県宿泊税からの支援が自由度の高い交付金となったことは良かったと思う。
- ・安定財源の確保を目的とするのであれば、鉱泉利用者限定となる入湯税よりも宿泊税の方が対象とできる幅が広く、望ましい。
- ・宿泊税を財源確保策とする場合、納税者となる宿泊者、特別徴収義務者となる宿泊事業者に配慮した設計にしてほしい。
- ・観光事業に充当する財源が、一般財源、入湯税、千葉県宿泊税の交付金、鴨川市宿泊税の4種類となるため、それぞれの用途を整理すべきである。
- ・税というのは、ある行動を抑制するためのものであると考えるが、入湯税のように課税することで温泉であることを証明できる税もある。宿泊税を徴収するのであれば、まちが観光地として活性化し、魅力ある場所にならないといけない。
- ・低単価の宿泊施設に配慮すべきである。
- ・用途の設計をしっかりと行い、その結果を周知すべきである。
- ・宿泊税を導入済の自治体で宿泊者が減少したというデータはない。いただく税で良い観光地を作り上げることが必要である。

第5章 宿泊税の制度設計について

1 基本方針

鴨川市が宿泊税を導入すると、千葉県宿泊税と鴨川市宿泊税の2種類の税金を同時に徴収することになる。

徴収事務の負担を軽減するため、千葉県宿泊税制度と同様の制度とすることを基本方針とする。

2 税制度

- (1) 課税客体
- (2) 納税義務者
- (3) 課税標準

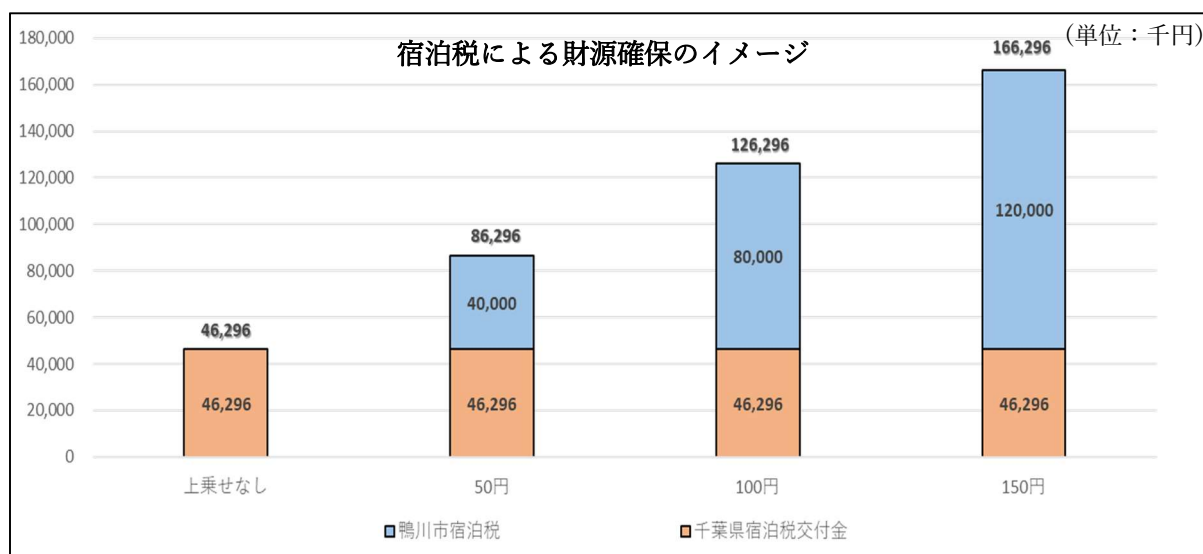
課税対象の明確化、行政コストの効率性を踏まえ、課税客体は宿泊施設における宿泊行為とする。

納税義務者は宿泊者、課税標準はその宿泊行為の回数（宿泊数）とする。

(4) 税率

千葉県宿泊税の税率（一律定額制 150 円）に鴨川市独自の宿泊税を上乗せし、観光振興に投資するための財源を確保していく必要がある。

一定の規模感で長期継続的に観光振興事業を実施していくために、鴨川市宿泊税の税率は千葉県と同様の 150 円の一律定額制を基本とし、調整することを提言する。



(5) 免税点

(6) 課税免除

免税点、課税免除については、鴨川市の制度と千葉県制度が異なる場合、徴収事務が煩雑となるため、事務負担軽減のために千葉県と同様の制度が望ましい。

(7) 徴収方法

(8) 特別徴収義務者

鴨川市が宿泊者から直接宿泊税を徴収することが困難なため、先行導入自治体と同様に、宿泊事業者による特別徴収とする。

(9) 制度の見直し

先行導入自治体は概ね 3 年から 5 年を目途に制度の見直しを行っており、千葉県宿泊税は 5 年を目途に検討を行うとしている。

千葉県宿泊税と制度を同じくすることを基本方針とすることから、千葉県と同様の期間で制度の見直しをすることが適当である。

【宿泊税制度の概要】

項 目	鴨川市	千葉県
(1) 課税客体	鴨川市内に所在する次の施設又は住宅への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿泊所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）	左記に加え、 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設 （特区民泊）※
(2) 納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者	左記に同じ
(3) 課税標準	上記宿泊施設への宿泊数	左記に同じ
(4) 税率	1 人 1 泊につき 150 円を基本として調整する	一律定額 150 円
(5) 免税点	なし	左記に同じ
(6) 課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	左記に同じ
(7) 徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入）	左記に同じ
(8) 特別徴収義務者	宿泊施設の経営者及び宿泊税の徴収について便宜を有する者	左記に同じ
(9) 制度の見直し	条例施行後 5 年を目途に検討を行う	左記に同じ

※特区民泊は千葉県内では千葉市のみ認定を受けている。

【委員からの主な意見】

- ・千葉県宿泊税と鴨川市宿泊税の制度が異なる場合、事業者が混乱するため、同一の制度とするべきである。
- ・低単価の宿泊施設に配慮した制度設計をするべきである。
- ・入湯税と制度設計が同一である方が、徴収する際に混乱がない。
- ・観光振興に投資し、新たな資金循環を作り、より良い観光地としていかなければ、他自治体から遅れてしまう。一定の投資を行うために税率を 150 円とすることが適当である。
- ・観光事業の中には、行政でなくてはできない事業が多々あり、財政事情で縮小されては困る事業がある。財政状況が厳しい中、観光行政の立て直しを図るためにも税率を 150 円とし、宿泊税を支払う価値のある観光地を目指していくべきである。
- ・用途が明確であり、観光まちづくりに寄与するのであれば、税率は 150 円で良いと考える。
- ・子どもの宿泊単価は低く、宿泊費用に占める宿泊税の割合が高くなるため、配慮してほしいとの声がある。
- ・千葉県宿泊税、鴨川市宿泊税、入湯税を合算すると 450 円となり、この金額は団体客やファミリー層への影響が大きいのではないか。

第6章 まとめ

本検討委員会は、鴨川市の新たな観光振興施策及びその財源確保策について、これまでの会議における議論を踏まえ、以下のとおり提言する。

1 新たな観光振興施策

観光ニーズは、新型コロナウイルス感染症の流行や SNS の発達を契機に大きく変化し、新たな観光需要への対応が求められている。

鴨川市が「選ばれ続ける旅行地」になるために、時流に合った観光振興施策を展開していくことが必要である。

基本的な考えは以下のとおりとする。

- (1) 既存の観光事業については、財政状況が厳しいため、時流に合わない事業の縮小・廃止の検討を行い、歳入の確保及び歳出の削減を図ること。
- (2) 観光ビジョン、コンセプトを明確にし、その実現に向けた施策を検討すること。
- (3) 観光振興施策は、観光関連団体等との連携により検討し、その効果検証を行うために、新たな審議会を立ち上げ、定例的に会議を実施すること。
- (4) 観光振興を目的とした基金を設置し、単年度決算にとらわれない事業の実施をすること。
- (5) ビッグデータを活用し、動向調査や分析を行い、新たな観光振興施策や既存事業の見直しの検討を行うこと。

2 財源確保策

観光振興財源の確保策として、法定外目的税である宿泊税が妥当であると考える。

持続可能な観光振興を行っていくためには、一定の規模で継続的な事業を実施する必要がある。安定継続的に確保可能な財源且つ用途を観光振興に限定できる財源である宿泊税を新たな観光振興施策の財源とする。

基本的な考えは以下のとおりとする。

- (1) 宿泊税の税率は概ね 150 円の一律定額制を基本とし、調整すること。
- (2) 宿泊税は税収減の補填ではなく、観光地としての魅力を高め、地域の活性化を促す新たな施策に充当すること。
- (3) 宿泊税導入に当たっては、納税者や特別徴収義務者となる宿泊事業者にはもちろん、地域住民に対しても丁寧な説明を行うとともに広く周知すること。

以上を踏まえ、宿泊税を財源とした新たな観光振興施策を展開していくことにより、市民及び来訪者の双方にとって、より良い観光まちづくりを進めていくことを期待する。

最後に、本検討委員会の調査検討に際し、ご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和7年 月 日

鴨川市観光振興検討委員会

第7章 参考資料

1 設置根拠

鴨川市附属機関設置条例（抜粋）

平成 31 年 3 月 25 日

条例第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第 6 条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第 3 項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 観光振 興検討 委員会	市長の諮問に応じ、新たな観光振興施策及びそのための財源の在り方について調査審議を行うこと。	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 観光業の関係者 (2) 宿泊業の関係者 (3) 経済団体の関係者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで

2 委員構成

氏 名	所 属
うちやま たつや 内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
すずき たけし 鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
くねざき たつお 久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
よしむら あつひろ 吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)
さくらい ゆきえ 櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
ながい てるひさ 永井 照久	鴨川市商工会 (有限会社永井商店 専務取締役)
おかだ あきら 岡田 晃 (前) 諏訪 克宏	千葉県館山県税事務所 所長

3 会議の開催状況

開催回	日 時	場 所	議 事
第1回	令和6年12月25日(水) 午後2時	鴨川市役所	・ 鴨川市の観光振興の現状 ・ 宿泊事業者向けアンケート結果 ・ 観光振興施策の検討
第2回	令和7年1月29日(水) 午後2時	鴨川市役所	・ 新たな観光振興施策 ・ 観光振興財源の確保策
第3回	令和7年5月27日(火) 午前10時	鴨川市役所	・ 新たな観光振興の方向性 ・ 宿泊税制度
第4回	令和7年7月9日(水) 午前10時	鴨川市役所	・ 報告書(案)
第5回	令和7年9月 日() 時	鴨川市役所	